

平成29年8月21日

和光市長 松 本 武 洋 様

和光市特別職報酬等審議会会長 田 中 義 久

特別職の報酬等について（答申）

平成29年7月26日、本審議会に対して諮問のありました市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、並びに、同日、依頼のありました特別職の期末手当の改定に関する意見について、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

和光市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、平成29年7月26日、市長から、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の給料の額について諮問を受けました。今回の諮問では、諮問理由の中で、当市の議員報酬の額及び市長等の給料の額が、県内他市と比較して低額であること等の現状を踏まえ、同規模団体と同程度の待遇を確保するため、増額改定を検討したいとの意向が示されました。

また、条例上、審議会の所掌事項とはなりませんが、諮問事項と密接に関係する市議会議員及び市長等の期末手当の支給率を、一般職の期末・勤勉手当の支給率と連動して改定することについても、併せて、市長から意見を求められました。

審議会は、この諮問等を受けて、市議会議員及び市長等の職務・職責、他の地方公共団体や市の一般職との比較、市の財政状況や社会経済情勢等を総合的に検討し、慎重かつ公平に審議を行いました。

2 審議に当たっての視点

（1）県内他市との比較

当市の市議会議員の報酬額及び市長等の給料額は、各役職とも、県内他市と比較

してかなり低額であり、特に期末手当を含めた年収額では、県内全市中、下から 2 番目あるいは最低の水準となっています。

比較対象としては、様々な選択肢がありますが、市が想定している、和光市と人口が同規模の県内 10 市の平均額だけでなく、近隣の朝霞市・志木市・新座市との比較や、人口や産業構造が似通っている県内類似団体との比較についても、考慮する必要があります。

(2) 市の一般職との比較

平成 26 年度以降、市の一般職の給与の増額改定が続く中で、特別職の給与改定を抑制してきたため、市長をはじめとする常勤特別職と一般職の部長職との年収差が、かなり縮まってきています。常勤特別職と一般職との間で逆転現象が起こらないよう、両者のバランスにも配慮する必要があります。

(3) 特別職の職務・職責及び勤務形態

市議会議員の報酬や市長等の給料は、その職務や職責に応じたものでなければならぬことは言うまでもありません。市議会議員と市長は、公選職であり、より多様な人材が選出できるような環境づくりを推進していくことが必要です。

また、市議会議員は非常勤であり、常勤の市長等とは勤務形態が異なっており、その職務に対する反対給付である報酬と給料の性質の違いも考慮する必要があります。

(4) 市の財政状況

和光市は、平成 28 年度から、単年度の財政力指数が 1 を超え、地方交付税の不交付団体になりました。県内の不交付団体は、当市を含めて 3 団体しかなく、自主財源の豊かさという点では、他自治体に比べて恵まれた状況にあります。

しかしながら、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成 27 年度が 85.1 % で、県内市平均の 91.4 % より良好な数値となっていますが、一般的に望ましいとされる 75 % 以下には達していません。

また、今後の少子高齢化の一層の進展による社会保障関連経費の増大や、公共施設の老朽化対応、新たなインフラの整備等に要する経費を考慮すると、市財政は依然として厳しいものがあります。

(5) 社会経済情勢・市民感情

内閣府の 7 月の月例経済報告では、「景気は、緩やかな回復基調が続いている。」とされていますが、生活者レベルでは、あまりそのような実感はなく、特別職の報酬等の審議に際しては、市民感情にも十分配慮する必要があります。

3 結論

(1) 報酬・給料月額、期末手当支給率

上記事項等について総合的に審議した結果、審議会として、次のとおり改定を行うことが適当であるとの結論に至りました。

報酬・給料

役職	報酬月額又は給料月額		引上額
	改定前	改定後	
議長	417,000 円	427,000 円	10,000 円
副議長	372,000 円	382,000 円	10,000 円
常任・議会運営委員長	357,000 円	367,000 円	10,000 円
議員	347,000 円	357,000 円	10,000 円
市長	827,000 円	847,000 円	20,000 円
副市長	715,000 円	725,000 円	10,000 円
教育長	683,000 円	693,000 円	10,000 円

期末手当支給率

役職	期末手当年間支給率(月数)		引上率(月数)
	改定前	改定後	
議長	3.0 月	3.3 月	0.3 月
副議長			
常任・議会運営委員長			
議員			
市長	3.85 月	4.3 月	0.45 月
副市長			
教育長			

(2) 改定理由

当市の特別職の報酬等は、これまで、県内他市と比較してかなり低い額で推移しており、その差は、年々増加する傾向となっています。こうした状況下において、地方分権が一層進展し、地方の自主性への期待が高まる中で、市政運営を行っていくためには、その重責を担う特別職に対して相応の待遇を確保し、より多様な人材が選出できるような環境づくりを推進していく配慮も必要です。

しかしながら、諮問の中にあつた、同規模団体と同程度の水準にまで報酬額等を引上げるには格差が有り過ぎ、また、当市のこれまでの報酬額等の推移を鑑みると、

そこまでの増額改定は、市民の理解を得られないものと判断し、今回の結論に至りました。

(3) 改定の考え方

特別職の報酬等の検討にあつては、報酬、給料、期末手当をそれぞれ別個に考えるのではなく、これらの合計である年収額をベースとして議論を進めることとしました。

当市の特別職の年収額は、どの役職においても、県内全市中、下から2番目あるいは最低の水準となっているため、まず、増額改定を行っていくこと基本とし、引上率については、人口が同規模の県内10市の平均額まで上げてしまうと、年収ベースで役職により18%から7%程度の引上率になることから、これを圧縮して、年収ベースでの引上率を5%程度に設定して改定を行うこととしました。

市長については、年収が県内40市中最下位であること、また、特別職の中でも特に職責が重く、公務の数も多いこと等の実情に鑑み、最も高い引上率となっています。

期末手当については、市議会議員が報酬として支給を受ける非常勤の職であることから、生活給的な意味合いの強い期末手当の支給について慎重意見もありましたが、これまで現に支給を行ってきている等の実情を踏まえ、引上げの対象としました。常勤である市長等の期末手当は、一般職の期末・勤勉手当の支給率と同率に設定しています。

なお、今回、諮問とは別に意見を求められている、特別職の期末手当の支給率を一般職の期末・勤勉手当の支給率と連動して改定することについては、条例上、特別職の期末手当は、審議会の所掌事項になっていませんが、報酬と一体のものとして捉え、市民のチェックが働くよう、改定に際しては、引き続き、審議会に諮るよう求めます。

4 その他の意見

今回の審議の中では、議員報酬に深く関わるものとして、議員定数に議論が及ぶことがありました。議員定数は、審議会の所掌事項ではありませんが、議論の中で、「和光市の議員定数は、人口比で近隣自治体よりも多いことから、議員報酬について検討するときは、議員定数のことを念頭に置いて検討すべきである。」という意見がありましたので、参考意見として付記します。

以上

<和光市特別職報酬等審議会委員>

役職	氏名	所属団体等
会長	田中 義久	元行政職員
会長職務代理	中村 幸夫	税理士
委員	青木 佳男	公募委員
委員	天野 正敏	あさか野農業協同組合理事
委員	飯島 恵子	公募委員
委員	是永 教介	連合埼玉朝霞・東入間地域協議会幹事
委員	斎藤 和康	和光市商工会会長
委員	富沢 洋子	和光青色申告会副会長
委員	牧野 美沙子	公募委員
委員	山田 智好	和光市自治会連合会副会長

敬称略・委員は 50 音順